

自動車リサイクル法の登録申請・許可申請に関する 申請先及び問い合わせ先

引取業・フロン類回収業・解体業・破砕業は、事業場の所在地を所管する窓口へご申請ください。なお、申請する解体業や破砕業の施設の所在地が複数の県民事務所等にわたる場合には、その窓口は次のとおりとさせていただきます。

- ・解体業と破砕業を同時に申請する場合 → 破砕業の施設がある県民事務所等（破砕業を優先）
- ・解体業又は破砕業の施設の所在地が複数の県民事務所等にわたる場合 → 主たる施設がある所在地を所管する県民事務所等（規模、能力等を優先）

○愛知県機関（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市内の事項を除く。）

窓 口	所在地（電話番号）	所管市町村
東三河総局 県民環境部環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 (0532-54-5111（代表）)	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号20-1 (0536-23-2111（代表）)	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 (052-961-7211（代表）)	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 (0567-24-2111（代表）)	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町1-36 (0569-21-8111（代表）)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 (0564-23-1211（代表）)	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町4-45 (0565-32-7494（直通）)	みよし市

○政令市機関

窓 口	所在地（電話番号）	所管市町村
名古屋市役所 廃棄物指導課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (052-961-1111（代表）)	名古屋市
豊橋市役所 廃棄物対策課	〒440-8501 豊橋市今橋町1 (0532-51-2111（代表）)	豊橋市
岡崎市役所 廃棄物対策課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 (0564-23-6000（代表）)	岡崎市
一宮市 廃棄物対策課	〒491-0201 一宮市奥町字六丁山52 (0586-45-5374（直通）)	一宮市
豊田市役所 廃棄物対策課	〒471-8501 豊田市西町3-60 (0565-31-1212（代表）)	豊田市